

新型コロナウイルス感染症による学生支援について

学校法人桜丘学園

専門学校ファッションカレッジ桜丘

日頃より本校の教育活動にご理解とご協力を賜り、心より感謝申し上げます。

学生及び保護者の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急事態宣言により収入の減少等、家計に大きな影響を受けているご家庭もいらっしゃるかと存じます。

このような状況に鑑み、本校として、各種支援等についてご案内申し上げます。

【日本学生支援機構からの支援について】

1. 高等教育の修学支援新制度

新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変した場合、家計急変の事由が発生した日から3か月以内に本校を通じて日本学生支援機構に申込みます。

申請は随時受け付けますので、家計急変事由が発生したら、速やかに事務部までご連絡ください。(6月末まで)

学費や生活費をカバーする給付型奨学金と授業料減免がセットになった新しく創設された支援制度で、通常の住民税非課税世帯とそれに準ずる世帯が対象になりますが、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した方も給与

明細等により減少が明確である場合も申請が可能になりました。

2.日本学生支援機構の貸与型奨学金

新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変した場合、申請は随時受け付けますので、事務部までご相談ください。

貸与型奨学金には、第一種（無利子）奨学金及び第二種（有利子）奨学金による支援があります。通常は前年度の収入金額等により審査されます。

※文部科学省ホームページ 「新型コロナウイルス感染症の影響で学費等支援が必要となった学生の皆さんへ」より引用

【国などからの支援について】

以下の情報は参考のため掲載しています。ファッションカレッジ桜丘では手続きは行えません。

1.特別定額給付金【住民基本台帳に記録されている方】

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として創設された国の制度です。

基準日（令和2年4月27日）において、住民基本台帳に記録されている方を給付対象者、その方の属する世帯の世帯主を受給権者とし、給付対象者1人につき10万円を給付するものです。

詳細は総務省の特別定額給付金ポータルサイトを参照してください。

学生によっては、実家に居住し住民票がある方、独立して住民票を異動している方、独立して暮らしているが住民票は異動していない方など、それぞれ事情が異

なりますので、ご家族と相談してこの制度を有効に利用してください。

2.市区町村社会福祉協議会の貸付制度について

生活福祉資金貸付金（緊急小口資金等の特例貸付）

新型コロナウイルス感染症の影響により生活資金にお困りの方に対して、緊急

小口資金・総合支援資金の特例貸付が利用できます。

詳細につきましては、お住まいの市区町村の社会福祉協議会へお問い合わせください。

【教育ローンについて】

本校ホームページで紹介している教育ローンについては下記のようなものがあります。必要に応じてご利用ください。

- ・オリコ「学費サポートローン」
- ・ジャックス「教育ローン」
- ・日本政策金融公庫「国の教育ローン（教育一般貸付）」

■本件に関するお問い合わせ

専門学校ファッションカレッジ桜丘 事務部

TEL03-3265-2821（10:00～16:00 月～金、祝日は除く）